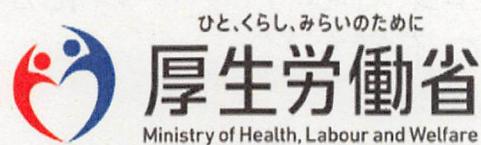


RST須賀川研修会

説明資料

令和7年2月7日 須賀川労働基準監督署



建設業における労働災害防止

建設業における労働災害防止 建設業の労働災害発生概況

- ・建設業は、製造業に次いで労働災害の発生が多い。
事故の型別では、墜落・転落災害、はざまれ・巻き込まれが多い。
- ・災害の内容から、①事前に作業の危険・有害要因の洗い出しが不十分
②発注者、元請事業場、関係請負人間において、有害要因の共有が不十分
③安全衛生教育が不十分
④突発事象対応時のルール化が不十分
⑤設備の不備など

があげられます。

3

建設業における労働災害防止 危険予知活動を実施しましょう

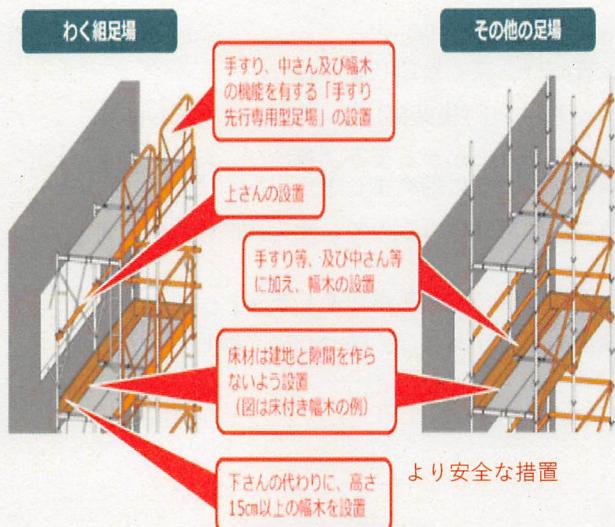
- ・当日行う作業の危険・有害要因を洗い出し、その有害要因情報を発注者、元請事業者、関係請負人、それぞれの間において、共有してください。
- ・現場の責任者は、現場で記載されたKYボードの内容を必ず確認し、有害要因が確実に記載されているか、確認してください。
また、記載された有害要因に対しての災害防止措置を講じ、かつ現場の方々が当該有害要因を正しく認識し、決められた事項を実施させてください。

4

建設業における労働災害防止

足場等からの墜落・転落災害の防止

足場には墜落災害を防止するため、上さん・幅木の設置など「より安全な措置」を講じてください。



・つり足場や高さが2m以上の足場等の組立て等で足場材の繋結、取り外し、受け渡し等の作業を行うときは、墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備を設置し、確実に使用させてください。

・墜落する危険性を低減させるため、「手すり先行工法」の採用を検討してください。

・つり足場や高さが5m以上等の足場の組立・解体・変更の作業では、足場の組立等作業主任者を選任し、墜落制止用器具、保護帽の使用状況を監視する等の職務を確実に行わせてください。

・足場の組立て、解体または変更の作業のための業務に労働者を就かせるときは、特別教育が必要です。

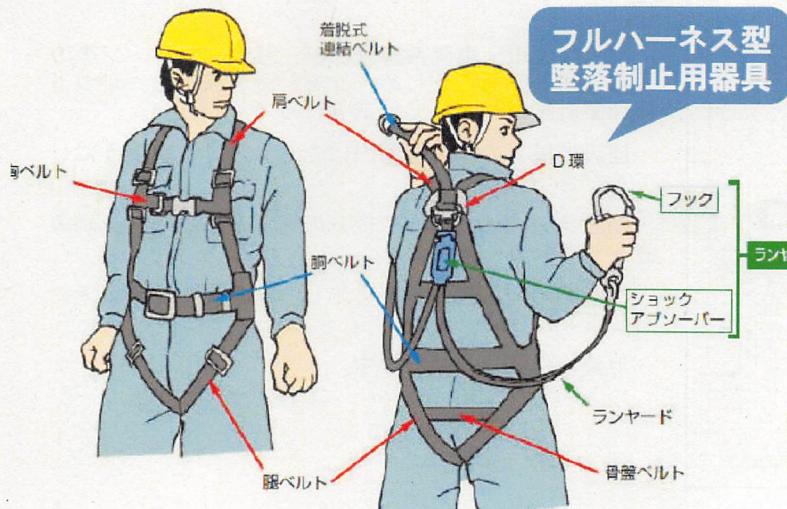
・幅が1m以上の箇所において足場を使用するときは原則として本足場が必要です。

5

建設業における労働災害防止

足場等からの墜落・転落災害の防止

高所作業では、フルハーネス型安全帯(要求性能墜落制止用器具)を使用しましょう



・ハーネス着用時にベルトの緩みやよじれがないこと、バックルが確実に連結されていることを確認してください。

・下層や地面までの距離が近距離である場合は、ランヤードを短くしたり、フックの取り付け位置を高くしたりするなどの工夫が必要です。

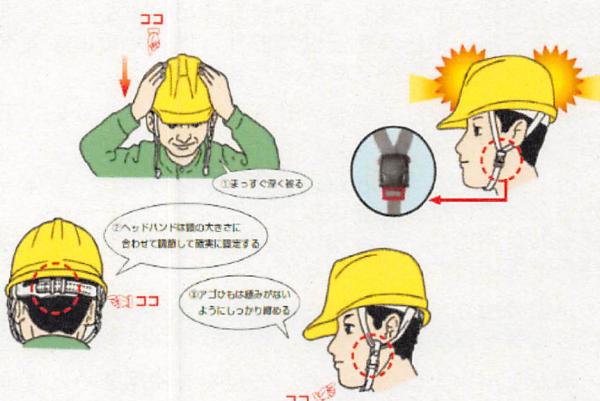
・作業主任者や職長等は、器具が適切に使用されているか確認を行い、使用していない場合には使用を指示しましょう。

・高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な箇所でフルハーネス型を使用する場合には、特別教育が必要です。

6

建設業における労働災害防止 足場からの墜落・転落災害の防止

事業者の方は、保護帽の正しい着用を意識的に指導しましょう



- ・保護帽は、深くかぶりましょう。
 - ・ヘッドバンド(後頭部)をしっかり締めましょう。
 - ・あご紐が耳にかかるよう、首にぴったり付くように、緩みが無いように締めましょう。
 - ・あご紐は自然に緩むので、その都度締め直します。
 - ・保護帽には、耐用年数があります。
 - ・破損や変形があれば、速やかに交換してください。

建設業における労働災害防止

移動式クレーン、ドラグショベル等による災害の防止

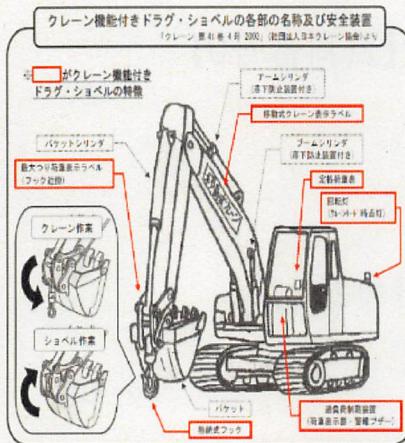
必ず作業計画を策定してから作業を開始しましょう

- ・高所作業車、車両系建設機械、移動式クレーン等の
 よる作業は、あらかじめ、作業計画を策定し、かつ当
 該作業計画に基づいて作業を行ってください。
 - ・建設機械等の作業範囲内に立ち入らせないようにし
 てください。
 - ・建設機械等は、側方や後方の死角が多いので、誘導
 者を設置してください。
 - ・作業開始前にK Y Tを実施し、危険要因を全員で共
 有してください。
 - ・無資格作業は、禁止です。

建設業における労働災害の防止

移動式クレーン、ドラグ・ショベル等による災害の防止

移動式クレーンによる労働災害を防止しましょう



・クレーン機能付きドラグ・ショベルの荷のつり上げ作業は、必ずクレーンモードに切り替えて行ってください。

・乱暴なレバー操作は、つり荷の揺れや落下の原因になるので慎重に操作してください。

・アウトリガーは最大に張り出し、十分な強度のある鉄板や敷板等を設置しましょう。

・必ず地切りを行い、一旦停止、玉掛用ワイヤーロープの張り及びつり荷の状態を確認してください。

・過負荷を防止するための過負荷防止装置を備えた移動式クレーンを使用しましょう。

9

転倒災害の防止

10

転倒災害の防止



凍結・積雪による転倒災害を防止しよう



- 福島冬季転倒災害防止運動(転ばないでね！)【資料番号0】
- 冬季の転倒に要注意【資料番号1】
- 凍結・積雪による転倒を防止しよう！【資料番号2】

11

その他

12

その他

- ・労働安全衛生関係の一部の手続きの電子申請が義務化されます
【資料番号3】
- ・労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます
【資料番号4】
- ・第1回 化学物質管理強調月間 【資料番号5】
- ・化学物質に自律的な管理に関する自主点検表 【資料番号6】
- ・『労災かくし』の撲滅 【資料なし】

福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね！）

準備期間：令和6年12月1日～令和6年12月14日

運動期間：令和6年12月15日～令和7年2月28日

福島労働局

◎福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね！）

 **凍結前の準備と確認の徹底を！**



準備期間：令和6年12月1日～令和6年12月14日
運動期間：令和6年12月15日～令和7年2月28日

1 実施者の実施事項



- i) 準備期間（冬季前）の実施事項
 - ア 地域の気象状況を踏まえ、降雪・凍結前に労働者に対する注意喚起
 - イ 降雪、凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認
 - ウ 融雪剤、凍結防止剤、スコップ、防滑靴等の事前準備
- ii) 気象状況の活用によるリスク低減の実施
 - ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
 - イ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
 - ウ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し
- iii) 通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底
 - ア 屋外通路や駐車場における除雪・融雪剤の散布による安全通路の確保
 - イ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内への通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
 - ウ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
 - エ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し
 - オ 凍結した路面や凍結のおそれがある場所（屋外通路や駐車場等）における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨
 - カ 必要な照度の確保（照明設備等の設置など）

iv) 作業行動等

- ア 決められた安全な通路の通行の徹底
- イ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- ウ 転倒災害防止のための安全な作業方法の推進
- エ 服やズボンのポケットに手を入れたままの歩行禁止の徹底
- オ スマートフォンを操作しながら歩く等「ながら歩きの禁止」の徹底
- カ 「転倒リスク評価セルフチェック票」等を活用した自らの身体機能の変化の把握と変化に応じた行動の徹底
- vi) 安全教育
 - ア 視聴覚教材等を活用した転倒災害防止の繰り返しの注意喚起
 - イ 転倒予防体操等、各労働者に合った運動の励行

2 凍結による転倒災害の防止対策等



- i) 多発する凍結路面による転倒災害を防止するために次の取組を実施してください。
 - 凍結防止剤を散布すること。
 - 氷面を砕いて路面を露出させること。
 - 滑り止め剤の砂を散布すること。
 - スパイク付きの靴を着用すること。
- ii) 転び方について
 - 必ずケガを防止できるわけではありませんが、
 - 後頭部をぶつけないために頸をしっかりと引き、背中を丸くして転ぶこと。
 - 無理に手をついて体重を支えようとしないこと。